

実施要領等に関する質疑回答書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
(例)	入札説明書	11	第4	3	(1)	ア	(ア)	a	設計企業	○○○○○	
1	実施要領書	4	第2	7	(3)				事業スケジュール	※工事着手を令和9年3月末までに実施することとありますが、工事着手とはどの程度を指しておりますでしょうか。着工の定義をご教示ください。 工事着手の定義については、解体工事または建築工事どちらかの着手との認識で問題ありませんか。	着工の定義は、仮設工事（準備工含む）等を想定しております。なお、工事着手の定義についての認識は、お見込みのとおりです。
2	実施要領書	4	第2	7	(3)				事業スケジュール	解体工事が事業者の提案となっております。解体工事を別途として提案する場合、工事着手は令和9年3月末までにとらわれず、要協議と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領書	4	第2	7	(3)				事業スケジュール	左記期間を期限とし、短縮も可とありますが、短縮期間については、協議により決定するものと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領書	4	第2	7	(5)				施設の位置付け及び指定管理者	今回の事業者は別に複合施設の運営事業者を公募するとのことです、開館1年前は建設工事も終盤であり、変更要望を受け入れることが困難な時期です。運営者、運営の要求水準に伴い万が一設計変更が発生する場合については、引渡し後に貴市又は運営側にてご対応いただくことと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、変更要望を受け入れができる時期を契約締結後にお示しください。
5	実施要領書	4	第2	7	(6)	オ			事業の範囲	「民間提案事業の維持管理・運営」と記載がありますが、民間提案事業の設計～引渡し（同小項目(6)内のア～エに該当する業務）の業務については、本事業の対象範囲外と考え、本実施要領書には基づかなくとも問題無いと読み替えての理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、民間提案エリア①については、空配管等を含むものとします。
6	実施要領書	4	第二	7	(6)	ア			事業の範囲	市民に対しワークショップ、シンポジウムなどの企画提案実施等協力と記載がありますが、具体的な内容はどのような内容でしょうか。	「要求水準書 P25～P26」に記載の内容を想定しておりますが、事業者の提案による変更等も可能です。
7	実施要領書	4	第2	7	(6)				事業の範囲	ウ　解体及び建設業務で解体の範囲は提案によるとあります が、提案を行わなかった場合は、解体工事は貴市にて別途発注されることと考えます。よろしいでしょうか。また、その場合の解体工事の発注時期に関して、ご教示下さい。	解体工事の提案を行わなかった場合は、本市において別途発注を想定しています。 その場合、解体工事については、令和9年3月までの工事着手ができるよう令和8年第3四半期頃の発注を想定しています。
8	実施要領書	4	第2	7	(6)				事業の範囲	上記に伴い、解体工事に関する工程をご教示下さい。	工事工程については、基本構想P36(2)工事ステップイメージでの内容を想定しています。 ○STEP1については、令和9年3月末までの着工～6ヶ月程度の工事期間 ○STEP2については、複合施設建設に係る工事スケジュールに合わせて、協議により決定 ただし、提案の内容によって杭の引抜本数も変化するため、どの期間でも、協議により決定します。
9	実施要領書	4	第2	7	(6)				事業の範囲	上記に伴い、解体発注の遅れなどにより、解体工事期間が長引いた場合のその後の工程に関しては要協議と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施要領書								事業の範囲	実質工事期間以外の（設計期間等）については、建設業法上の現場代理人の配置は必要ないと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	実施要領書	5	第2	7	(9)				提案上限金額	事業費の支払いスケジュール案にて☆建築工事前払いと記載がありますが、建築工事費の何%程度が上限となりますでしょうか。また、建築工事の部分払いについてそれぞれの規定割合をご教示お願いします。	年度毎の事業費40%を上限とします。 部分払い金の額については、前払金等によって変わる為、施設整備請負契約書P17第4条第6項に記載の内容をご確認ください。
12	実施要領書	5	第2	7	(9)				提案上限額	（基本設計、実施設計、工事監理、建設工事に係る内訳を示すこと。）と記載がありますが、解体工事及び移転を行う場合の改修工事については別途と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、解体工事の提案を行う場合は、本事業に含むものとします。

13	実施要領書	6	第3	2	(1)			⑦	グループの代表企業から統括管理技術者を配置することとあります、コンソーシアム内で設計責任、施工責任のリスク分担を分けている場合は、設計責任は設計企業が、施工責任は施工企業が説明責任を果たす、と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	実施要領書	6	第3	2	(1)			⑦	統括管理技術者・監理技術者・施工計画主任技術者・コスト管理主任技術者は常駐が不要と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	実施要領書	6	第3	2	(1)			⑦	グループの代表者が配置する「統括管理技術者」と施工企業が配置する「監理技術者・施工計画主任技術者・コスト監理主任技術者」は兼任可能と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	実施要領書	6	第3	2	(1)			⑦	統括管理技術者が長期間の配置となります。 統括管理を補佐する技術者の配置は任意で選任可能でしょうか。	統括管理を補佐する技術者の配置は任意で選任可能です。
17	実施要領書	7	第3	2	(1)	⑦	b		同種施設については、面積制限はない間わないと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	実施要領書	7	第3	2	(1)	⑩	ア	同種施設	複合施設の場合、「公民館、コミュニティセンター、多機能福祉施設」のいずれかの用途が含まれていれば、同種施設とみなして頂けると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施要領書	9			(3)	④	カ	b コスト管理主任技術者	建設企業にもコスト管理主任技術者を配置することとありますが、建設企業のコスト管理主任者が設計企業のコスト管理主任者を兼務することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
20	実施要領書	10	第3	2	(4)			④ウ	施工企業のコスト管理主任技術者と、設計企業のコスト管理主任技術者、それぞれの役目をご教示ください。	事業進捗に合わせた、事業コストの管理・把握を想定しています。
21	実施要領書	10	第3	2	(4)			④ウ	「建築コスト関連業務において責任ある業務を5年以上経験」とありますが、積算部門の所属でなくとも、現場のコスト管理において勤務経験があればよろしいでしょうか。	現場のコスト管理において責任ある業務の勤務経験があれば要件を満たすものとします。
22	実施要領書	10	第3	2	(4)			④ウ	「建設コスト関連業務において責任ある業務を5年以上経験」とありますが、5年以上の経験を証明する書類は事業者書式の経歴書でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	実施要領書	10			(4)	②			建設業における経営事項審査数値が1,400点以上あることとあります、建設業務を共同企業体で構成する場合、代表企業1社が満たせば良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	実施要領書	10	第3	①				民間提案事業実施企業の参加資格要件	①「民間提案事業に係る提案内容と同等または類似の業務に係る実績を有していること」とありますが、延床面積の制限等はございませんでしょうか。 ②同種施設の実績は、業種が同じであれば、同種実績として判断されますでしょうか。	①延床面積の制限はありません。 ②業種が同じであれば、同種実績として判断します。
25	実施要領書	10	第3	2	(4)			⑤	各技術者は兼務可能とし、変更する場合は一定期間重複して配置するなど、引継ぎを確実に行えば、変更できると考えます。よろしいでしょうか。	兼務可能な技術者は、本質疑回答書及び審査基準 P10 第8審査基準 (1) をご参照ください。また、技術者の変更については、お見込みのとおりです。
26	実施要領書	14	第4	7	(1)	①	ケコサ	登記事項証明書 納税証明書 印鑑証明書	原本ではなく、写しの提出で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

27	実施要領書	16	8		(2)	(3)		提出する提案書類	※保健機能(保健センター機能及び休日診療所機能は別棟(既存施設の活用含む))での提案を可能とするとあります、この場合、保健機能を別途提案とすることも可能と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	実施要領書	16	8		(2)	(3)		提出する提案書類	上記に伴い、別途提案とする場合、保健機能の改修工事も別途提案とすることと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みの通りです
29	実施要領書	20	第5	3				事業の実施	①「設計の節目となる専門家等を交えてデザイン等を協議する場を設けること」とありますが、具体的な時期、頻度、内容についてご教示願います。 ②範囲については、第2. 7. (4) の①～⑥すべてが対象となる認識でよろしいでしょうか。	①現時点で明確な時期等の設定はありませんが、例えば「設計業務着手前（提案内容について等）、基本設計業務完成前（基本設計内容について）、実施設計業務完成前（実施設計内容について）」などを想定しています。 ②上記範囲については、「実施要領書 P4 (4)の①～⑤」を対象とし、⑥については原則対象としていません。
30	実施要領書	20	第5	3				事業の実施	協議の場でデザインが変更となった場合で、追加費用が発生する場合は貴市と協議の上、とありますが、工程に関しても協議を行う認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	実施要領書	20	第5	3				事業の実施	設計の節目となるタイミングで専門家等を交えたデザイン等の協議を実施とありますが、この協議は民間提案エリア②での民間提案事業も含まれる認識で宜しいでしょうか。	民間提案エリア②については、原則対象としていません。
32	実施要領書	20	第5	3				事業の実施	設計の節目となるタイミングで専門家等を交えてデザイン等を協議する場を設けることを予定していると記載がありますが、専門家等の手配及びその費用は市が負担すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	実施要領書	21	第6	2	(1)			契約の締結	①施設整備契約は令和12年12月27日までの契約とするとありますので、契約終了日以降は、継続して運営している民間提案エリア事業者が責任をもって民間提案エリア業務を遂行するという理解でよろしいでしょうか。 ②代表企業は、本事業全体の責任を負うため、事業期間に渡り業務全体をマネジメントを行うことと考えます。よろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②原則、お見込みのとおりです。ただし、外構工事を含む施設引渡し後の民間提案事業実施期間中は、統括管理技術者に変わらざる責任者を新たに設置することも可能とします。
34	実施要領書	21	第6	2	(2)			契約の締結	「許可期間は・・・最長5年であるが・・・市と事業者との協議により決定する」とありますが、協議による延長の実現性はあると考えてよろしいでしょうか。その場合の具体的な延長期間をご教示願います。	お見込みのとおりです。 具体的な延長期間については、協議により決定しますが、再度5年間の許可を行うことも考えられます。
35	実施要領書	22	第6	4				契約の保証	契約金額とは、「施設整備請負契約書」の契約金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書	1	第1	1				要求水準書の位置付け	①「事業者」とは、設計企業、建設企業、民間提案事業実施企業で構成される参加者(グループのこと)でよろしいでしょうか。②(本事業ではSPCは設立されないと理解しております)その場合には、各要求水準書において「事業者」と記載のあるものはそれぞれの要求内容によって締結する契約書に基づき各業務請負者(設計企業もしくは建設企業もしくは民権提案事業実施企業もしくは参加者(グループ))に読み替えればよく、すべての要求水準に対して参加者を構成する企業が連帯して要求水準を満たさなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。なお、本公募資料において「基本協定書（案）」「施設請負契約書（案）」「事業用定期借地権設定契約書（案）」について詳細内容は協議により決定するものとします。
37	要求水準書	1	第1	4				要求水準の変更	本事業の実施期間中に要求水準の見直しを行い・・・・必要な手続きを行うものとするとあります、変更が過分な費用を要する場合、増額協議できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	要求水準書	1	第1	5				本事業の範囲	市民に対して実施するワークショップやシンポジウムは民間提案エリア②も対象に含まれる認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、事業の提案により、実施可能な範囲で、市と協議し決定するものとします。

39	要求水準書	2					市と事業者の業務分担範囲	設計業務における事前調査業務における再委託等については、再委託業者の応募資格等の制約はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書	2					市と事業者の業務分担範囲	解体工事の事前調査（アスベスト、PCB等）の業務分担が事業者となっていますが、調査内容を具体的にご教示お願いします。	解体工事の提案があった場合、解体する建築物の内、アスベストが含有されている可能性のある建材（天井パネル、吹付塗材、各種配管のパッキンや保温材等）に係る定性分析を想定しています。
41	要求水準書	2	第1	5			市と事業者の業務分担範囲	①「施設整備に係る基本設計」について、貴市はワークショップ等の実施のみの理解で宜しいでしょうか。 ②「測量・登記」について、貴市は登記のみを行うという理解でよろしいでしょうか。 貴市と事業者との明確な業務分担をご教示願います。	①ワークショップ等の実施に加え、デザイン等について設計の節目となるタイミングで協議しながら事業を進めていく想定です。 ②市は登記のみを行います。
42	要求水準書	2	第1	5	市と事業者の業務分担範囲	建設	市と事業者の業務分担範囲について	電話回線等が事業者の業務分担となっていますが、回線の移転、新規申し込み手続きやNTT等への費用負担は貴市と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書	2	第1	5	市と事業者の業務分担範囲	移転	市と事業者の業務分担範囲について	移転にて、各施設のシステム移設は市と記載がありますが、システムとはネットワーク等の情報システム関係を示すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	要求水準書 第1-5【本事業の範囲】	2	第1	5	市と事業者の業務分担範囲	事前調査等	市と事業者の業務分担範囲について	電波障害等調査・対策について 調査と実施及び対策の検討・実施は事業者負担とありますが、要求水準書P19 第2-6-(4)-②-ウ-(エ)【テレビ電波障害防除設備】には、電波障害対策の必要が生じた場合は、市の負担と記載があります。 電波障害対策費(引込工事費・月額使用料金等)は別途貴市負担と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書	2	第1	5	市と事業者の業務分担範囲	建設	市と事業者の業務分担範囲について	電話回線等が事業者の業務分担となっていますが、回線の移転、新規回線の申請手続き及び引込工事は別途貴市負担と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書 第1-5【本事業の範囲】	2	第1	5	市と事業者の業務分担範囲	建設	設備計画のインフラ工事における負担金有無について	解体及び建設業務-建設-その他工事について 電気、上下水、ガス等の各種インフラ引込工事について、負担金は別途貴市負担と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	要求水準書	2	第1				アスベスト含有	アスベスト含有について、具体的な物と数量、除去の仕様をご教示ください。	公民館ホワイエの仕上げ材に用いられているアスベストは次の通りです。 ○クリタル(0.1%を超えて含有) 既存公民館図面での表記【天井：ヒル石吹付】 ○約213m ² なお、除去の手法や仕様に特段の制限はありません。関係法令を遵守した事業者提案に基づくものとします。
48	要求水準書	2	第1				アスベスト含有	上記以外は、費用、工程共に別途の認識で宜しいでしょうか。	上記を含め、解体工事については事業範囲を提案によるものとします。
49	要求水準書	2	第1				アスベスト含有	アスベストの調査費用も別途の認識で宜しいでしょうか。	上記同様、解体工事については事業範囲を提案によるものとします。
50	要求水準書	2	第1				杭	杭の撤去費用は、事業者が地盤調査データから金額を算出し、事業費に含むという理解でよろしいでしょうか。	上記同様、解体工事については事業範囲を提案によるものとします。

51	要求水準書	2	第1					杭	解体工事を別途提案とする場合、杭の撤去費は別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書	2 (表)	設計業務					事前調査等について	家屋調査範囲については具体的にどの家屋を見込めばよろしいでしょうか。	解体工事や、複合施設新設箇所での隣接家屋を見込んでください。ただし、家屋調査の内容については、提案内容を踏まえて、協議により決定するものとします。
53	要求水準書	2	第1	5				本事業の範囲	【市と事業者の業務分担範囲】の設計業務に「地質調査、ボーリング調査」と記載がありますが、費用に影響するため、実施する必要のある調査箇所数及び仕様等をご教示ください。	設計時（建築確認申請等）に、提案される内容に基づき必要となる箇所数を見込んでください。
54	要求水準書	2	第1	5				本事業の範囲	【市と事業者の業務分担範囲】の設計業務に「土壤汚染調査」とありますが、地歴調査の纏め・協議までを本業務と考え、場合によって必要になる土壤サンプリング調査については現段階で不明なため別途と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	要求水準書	2	第1	5				本事業の範囲	【市と事業者の業務分担範囲】の設計業務に「既存建築物調査」とありますが、事業敷地内の全ての建築物・工作物について図面一式及びデータ一式を借用できるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、データが無い場合は、製本を貸与することになります。
56	要求水準書	2	第1	5				本事業の範囲	質疑No. 56で図面一式及びデータ一式を借用できない場合は、既存建築物・工作物の図面復元一式は別途と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、各所の復元の必要性については協議により決定するものとします。
57	要求水準書	2	第1	5				本事業の範囲	【市と事業者の業務分担範囲】の設計業務に「測量調査」と記載がありますが、費用に影響するため、具体的な測量範囲及び調査項目があれば提示ください。	提案内容にもよりますが、複合施設の建築確認申請上必要な境界や、民間提案エリア②の境界等を想定しています。
58	要求水準書	2	第1	5				本事業の範囲	【市と事業者の業務分担範囲】の設計業務に「周辺家屋等影響調査・対策」とありますが、 ①具体的な影響範囲の想定があればご教示ください。 ②影響調査までを本業務と考え、場合によって必要となる対策は現段階で不明なため、別途と考えます。宜しいでしょうか。	①解体工事や、複合施設新設箇所での隣接家屋を見込んでください。 ただし、家屋調査の内容については、提案内容を踏まえて、協議により決定するものとします。 ②お見込みのとおりです。
59	要求水準書	2	第1	5				本事業の範囲	【市と事業者の業務分担範囲】の設計業務に「電波障害等調査・対策」とありますが、机上調査までを本業務と考え、場合によって必要となる対策については現段階では不明なため、別途と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書	2	第1	5				市と事業者の業務分担範囲	電波障害調査・対策について 事業者側に●印がありますがCATVで対策した際の費用一切（引込み工事金・向こう何年間分の月使用料金）は別途と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	要求水準書	2	第1	5				本事業の範囲	【市と事業者の業務分担範囲】の解体及び建設業務に「事前調査」とありますが、既存建物のアスベスト、PCB含有物の机上調査までを本業務と考え、場合によって必要となるサンプリング調査については現段階で不明なため、別途と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	要求水準書	3	第1	6	(1)			設計建設期間	①事業スケジュールの目安から判断すると令和11年度12月に建物が完成し、令和12年度4月から施設の共用開始となっていますが、新築部分を先行に引き渡す理解でよろしいでしょうか。 ②その場合に施設整備請負契約書は新築完成までとそれ以降の2つに別れると考えます。よろしいでしょうか。	①スケジュールはあくまで目安ですが、お見込みのとおりです。 ②施設整備請負契約書の詳細内容については、協議により決定するものとします。
63	要求水準書	3	第1	6	(3)			民間提案事業の運営	民間提案事業の運営について提案によるとありますが、供用開始時期や期間は事業者側で任意に設定して良いという認識で宜しいでしょうか。	原則、令和13年4月からエリア全体の供用開始が可能となるよう、設定をお願いします。 (解体のタイミング等とも調整が必要な為、提案内容を踏まえ、協議によるものとします。)

64	要求水準書	3	第1	6	(3)			民間提案事業の運営	【事業スケジュールの目安】の事業者の行に「建設工事（解体・新築・監理）」と記載がありますが、建設工事の解体と「※1既存施設の解体」の違いをご教示ください。	建設工事（解体・新築・監理）の内、解体は誤りです。建築工事（新築・監理）と読み替えてください。
65	要求水準書	4	第1	7	(2)	①		条例等	民間提案エリア②の敷地設定に関して、複合施設とは別に敷地設定がなされて、独自での各条令対応と考えて宜しいでしょうか。またその敷地設定は事業者側で任意に行って宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	要求水準書	4	7	(2)	①		大阪狭山市開発指導要綱について	大阪狭山市開発指導要綱 第3条（1）より「開発区域の面積が300m ² を超えるもの」とあり、要綱の500m ² 以上と相違します。どちらが正しいでしょうか。	大阪狭山市開発指導要綱の適用範囲は、開発区域の面積が300m ² を超えるもの開発許可申請（都市計画法第29条）の対象となる開発区域の面積は、500m ² を超えるもの上記のとおりですので、相違しているものではございません。	
67	要求水準書	4	第1	7	(3)			適用基準等	民間提案エリア②における設計業務、工事監理業務及び建設業務にあたっても、No.5的回答に準ずるものと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	要求水準書	4、5	第1	7	(3)			適用基準等	民間提案事業の設計～引渡し（中項目5内の（1）～（5）に該当する業務）の業務について、提案にあたりメーカー仕様を採用する場合は、メーカー仕様に準ずるものとして考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	要求水準書	6	第2	1	(2)			対象地番	道路渡った敷地（現在駐車場）の土地について、隣接の小学校を高低差があります。この敷地の擁壁、開発図等の資料はございますか。 こちら敷地を利用する場合、擁壁（土地にかかる部分に）不具合がある場合は、貴市負担と考えます。よろしいでしょうか。	擁壁及び開発図等の資料はございません。 敷地の利用方法等にもありますが、協議により決定するものとします。
70	要求水準書	7	第2	1	(5)			土壤について	土壤汚染が出た場合、貴市の負担により費用を支出。また、スケジュールも変更すると考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	要求水準書	7	第2	1	(5)			土壤について	「添付書類の作成等に協力すること」と記載がありますが、届出の資料作成に協力するのみとし、調査については別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	要求水準書	7	第2	1	(6)			埋蔵文化財について	「添付書類の作成等に協力すること」と記載がありますが、届出の資料作成に協力するのみとし、調査については別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書	7	第2	1	(6)			埋蔵文化財について	埋蔵文化財包蔵地に該当しているとありますが、本工事にて工事内容の制限等はないと考えます。よろしいでしょうか。	提案される工事内容にもありますが、基礎掘削時の市職員による立会等を1日程度見込んでください。
74	要求水準書	7	第2	1	(6)			埋蔵文化財について	①埋蔵文化財について、埋蔵文化財の届出を提出したのち、本掘調査等が必要な場合、調査費は貴市の負担により費用を支出、また工期延長も行うと考えます。よろしいでしょうか。 ②労務の確保が大変厳しい状況のため、工期中断による工期遅延に伴う発生費用についてもご協議いただけるよう検討お願いいたします。	①お見込みのとおりです。 ②協議により決定するものとします。
75	要求水準書	7	第2	1	(7)			地下埋設物について	想定外の地中障害物・地下埋設物等とあります。想定外とは考え方により内容が異なってきますが、貴市より提供された資料から読み取れないものと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	要求水準書	7	第2	1	(7)			地下埋設物について	想定外の地中障害物が出た場合、貴市の負担により費用を支出、またスケジュールも変更すると考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

77	要求水準書	7	第2	2	(2)			仮移転について	工事期間中、仮移転等により公共機能が継続して提供できるよう工事計画を検討とあります。仮移転については、要求水準p.2 貴市と事業者の業務分担範囲には、貴市の業務範囲となっておりますが、移転に伴う市との調整は行いますが、工事計画の検討につきましては、別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	要求水準書	7	第2	2	(3)				「8つの機能」とは、実施要領書P.3 6本事業の基本理念（2）多様な機能の導入に記載されている8項目と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書	7	第2	2	(3)				「8つの機能が互いに密接に連携」と記載がありますが、実施要領書P.3(2)多様な機能の導入に記載の⑦休日診療機能、⑧保健センター機能について既存活用した場合、両施設とも他の①～⑥の機能と連携を保つ必要がございますか。 具体的な連携のイメージをご教示ください。	既存活用した場合、複合施設となる機能の連携と考えてください。 (⑦及び⑧を既存活用した場合は、①～⑥の機能の連携と読み替えてください)
80	要求水準書	7	第2	2	(3)				実施要領書P.3(2)多様な機能の導入に記載されている、①市民活動支援機能、②公民館機能、③障がい者支援機能、④高齢者福祉機能は、今回要求されている「市民利用諸室」という理解で宜しいでしょうか。	①②④については「市民利用諸室」、③については「障がい者地域活動支援機能の諸室」です。
81	要求水準書	8	第2	3				整備する施設の内容	民間提案エリアの諸室に対しての要求水準は特に無いものと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書	8	第2	3	(1)			複合施設の消防用途について	消防法に基づく防火対象物の用途区分は16項目と考え、必要設備としてスプリンクラー設備が必要な場合は見込むと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書	8	第2	3	(1)			複合施設	保健センター及び休日診療機能を別棟（既存施設の活用を含む）とする場合、別棟への引越し費用や改修費用は別途と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書	8	第2	3	(1)			複合施設	休日診療機能を別棟(既存施設の活用を含む)とする場合、今回の事業敷地の中で既存建物を活用するという理解で宜しいでしょうか。それとも、事業敷地外にある現状の休日診療所を活用するということでしょうか。ご教示ください。	休日診療機能を別棟(既存施設の活用を含む)とする場合、今回の事業敷地の中での実施を想定しています。
85	要求水準書	9	第2	3	(2)			外構施設	規模・内容部分に、「屋上広場はイベント等でも利用できるよう整備すること」とあります。屋外広場にて、屋上広場の要求を満たしていれば、屋上広場は不要と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	要求水準書	9	第2	3	(2)			外構施設	屋外広場の内容に屋上広場の記載がありますが、屋外に設ける広場について、場合により屋上でも可能という理解で宜しいでしょうか。	No. 85と同様です。
87	要求水準書	9	第2	3	(2)			外構施設	既存各施設ごとの「自転車駐輪場」及び「自動二輪駐車場」の台数をご教示ください。	各施設毎に明確な台数は設定しておりませんが、「自転車駐輪場」及び「自動二輪駐車場」として、使用している面積は次のとおりです。 公民館・図書館：約60m ² （両施設合わせた数量） 社会教育センター：約15m ² 保健センター：約13m ² 旧ぐみのき幼稚園：約15m ² 老人福祉センター：約80m ² （以下の施設合わせた数量） 心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター 障害者地域活動支援センター ※上記以外については、既存施設において利用想定はしていません。

88	要求水準書	9	第2	3	(2)			外構施設	屋外広場の「農園」について、下記4点についてご教示ください。 ①利用者の施設区分(機能名) ②利用者の年齢層 ③利用頻度 ④必要面積	①高齢者福祉機能 ②60歳以上 ③週1回程度 ④100m ² 程度 ※上記①～④は、現状を示したものであり、詳細については今後検討しますが、「農園」の設置は必須項目ではございません。
89	要求水準書	9	第2	3	(2)			外構施設	バス停留所には大阪狭山市循環バス及び路線バスが停留するとのことですが、北から南へ向かう大阪狭山市循環バス及び路線バスもUターンを行い停留すると考えて宜しいでしょうか。その場合、大阪狭山市循環バス停留所「福祉センター前」及び路線バス停留所「狭山西小学校前」は廃止すると考えて宜しいでしょうか。	大阪狭山市循環バスのルート、コースによりますが、現在は北から右折進入し停留後、右折出場して南に向かうケース、左折出場して北に向かうケース、また、南から左折進入し停留後、右折出場して南に向かうケース、左折出場して北に向かうケースのすべてがあります。 大阪狭山市循環バス停留所「福祉センター前（南・NT回り）」及び「福祉センター前（西・北回り）」についてはロータリー内に移設を想定しています。 なお、路線バスが停留するかどうか、また「狭山西小学校前」停留所を廃止するかどうかについては、提案も踏まえた運行事業者との今後の協議によります。
90	要求水準書	9	第2	3	(3)			民間提案事業【民間提案エリア②】	「今熊地区周辺エリア内での広場や、公園などの面積が十分確保されていること」とあります。具体的な規模は、事業者の提案によるものと考えます。よろしいでしょうか。	開発区域として設定する敷地面積の3%にあたる面積が最低限必要な面積とし、それ以上となるように計画してください。
91	要求水準書	11	第2	3	(3)	③		費用分担について	設備工事で、複合施設内の場合、貴市の費用負担区分で、※特殊なものを除く、とありますが、具体的にはどういったものを指すかご教示願います。	厨房設備や、洗浄機器等、提案の内容によって整備する設備工事においては原則事業者の費用負担において整備してください。 詳細内容については、提案の内容を踏まえて、協議により決定するものとします。
92	要求水準書	11	第2	3	(3)	⑤	ア	運営内容	視覚的不快感とは具体的にどのようなものを想定しているかご教示願います。	色彩・形態が周囲と著しく不調和な建築物（蛍光色多分に使用している、極端な廣告塔・看板の乱立等）や、生活環境に配慮が不足しているものを想定しています。
93	要求水準書	12	第2	3	(3)	⑤	エ	運営内容	その他市長が本エリアにふさわしくないと判断するものとは具体的にどのようなものを想定しているかご教示願います。	要求水準書P11、12に記載している内容を踏まえて、提案してください。
94	要求水準書	12	第2	3	(3)	⑥	ア	運営内容	他のサービスの提供に支障をきたす恐れのある施設形態とは具体的にどのようなものを想定しているかご教示願います。	要求水準書P11、12に記載している内容を踏まえて、提案してください。
95	要求水準書	13	第2	5	(2)			施設整備の基本的性能	安全性での機能維持として、ライフラインが途絶した場合でも、一定の機能維持が図られる、とありますが、具体的にはどの程度を想定されているか、ご教示願います。	要求水準書P14～P22に記載の内容を想定しています。
96	要求水準書	13	第2	5	(2)			施設整備の基本的性能	安全性の防災について 風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られることとございますが、法的に不要でも雷保護（避雷針等）設備は必要でしょうか。	提案される内容が各種法令及び適用基準等において不要な場合は、避雷針等の設備は不要です。
97	要求水準書	13	第2	5	(2)	安全性	防災	施設整備の基本的性能	各災害に対する安全性の確保として、建築基準法を始めとする建築関連法令や条例等を遵守する以外に、特別な性能要求はございますでしょうか。	要求水準書P14～P22に記載の内容を想定しています。
98	要求水準書	13	第2	5	(2)			施設計画に関する要求水準	風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られていることとございますが、法定に不要であれば避雷針設備の設置は不要と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	要求水準書	13	第2	5	(2)			施設計画に関する要求水準	風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られていることとございますが、盤などにSPD（避雷器）の設置は必要でしょうか。	提案によるものとします。

100	要求水準書	14	第2	6	(1)			敷地に隣接する住宅や民間施設等について	本計画は貴市より、事前に近隣住民及び、民間施設へは説明がなされていると考えてよろしいでしょうか。（以前官公庁物件にて事前の説明が不十分との近隣住民から官公庁に対して着工直前で苦情があったため）	これまで事業進捗に合わせた、市民アンケートやタウンミーティング、説明会等を実施しております。今後（契約締結後）は、設計内容の説明や工事スケジュール等について近隣住民含め、説明会等を開催していく必要があります。
101	要求水準書	16	第2	6	(2)	⑥		サイン計画について	①敷地周辺に誘導・案内標識とあるが、どの範囲を想定すればよろしいでしょうか。道路に設置も想定すべきでしょうか。 ②その場合道路の占有料は貴市負担と考えます。よろしいでしょうか。	①要求水準書P16 想定設置場所を参照してください。 ②お見込みのとおりです。
102	要求水準書	16	第2	6	⑦			環境配慮計画	調整池、雨水貯留槽等は不要と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	要求水準書	17	第2	6	(2)	⑧		防災安全計画	災害時に利用する諸室で空調が必要な場所があればご指示ください。	福祉避難所として設定する諸室のみとします。 (福祉避難所は市民利用諸室の多目的室Aを想定していますが、各機能の配置場所等の提案内容を踏まえて協議により決定することとします)
104	要求水準書	17	第2	6	(2)	⑧		防災安全計画	災害時などに必要な非常電源容量については提案によるとありますが、最低限必要な容量の指定は無いと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	要求水準書	17	第2	6	(2)	⑧		防災安全計画	災害時に利用する諸室でエアコンが必要な場所をご教授ください。（停電時に利用が必要な部屋）	No103と同様です。
106	要求水準書	17	第2	6	(3)			耐震性能	「建築構造設計基準の資料 5.2.1大地震時の変形制限」は適用するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	要求水準書	17	第2	6	(3)			耐震性能	①民間提案エリアを別棟とする場合、この別棟の耐震安全性の分類を構造体Ⅲ類と考えてよろしいでしょうか。 ②また、その他の施設で別棟とした場合、構造体Ⅲ類と考えてよい施設はありますでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②構造体Ⅱ類とする施設は原則、福祉避難所・保健センターとして利用する諸室が含まれる施設としますが、詳細については協議により決定するものとします。
108	要求水準書	17	第2	6	(3)			耐震性能	耐震性能以外の耐風、耐雪等の性能は、建築基準法で求められる性能でよろしいでしょうか。	耐風、耐雪等の性能は、建築基準法で求められる性能以上とします。
109	要求水準書	18	第2	6	(4)	①		設備計画のインフラ工事における負担金有無について	電気、上下水、ガス引込工事において、現段階では想定できないため、負担金が発生する場合は別途協議対象と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	要求水準書	18	第2	6	(4)	①		電気や水道の副メーターについて	複合施設内において、光熱費の費用負担のために電気、水道等の副メーターを施設区分ごとに分ける必要はないと考えます。よろしいでしょうか。（民間提案エリア①を除く）分ける必要がある施設区分があればお知らせください。	お見込みのとおりです。
111	要求水準書	18	第2	6	(4)	①		NC値	音楽スタジオや多目的室のNC値にご指定は特に無いものと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 提案により適切な値を設定してください。
112	要求水準書	18	第2	6	(4)	②	ア	照明・電灯コンセント設備	照明については自然光との調和および空間演出を行い、必要に応じて照度、色温度が変更できるようにとございますが、調光および調温が想定で必要な箇所がございましたらご教授ください。	「諸室の要求水準書 P2 多目的室A及び P7 一般図書配架スペース及び児童図書配架スペース」を想定していますが、提案によるものとします。
113	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	イ	誘導支援設備	障がい者等のための誘導支援システムを設置とありますが、センサー式の音声ガイドシステムのようなものが必要でしょうか。 具体的な機器仕様やシステム概要があればお知らせください。	具体的なシステムは想定しておりませんが、「大阪府福祉のまちづくり条例」を踏まえて、設置してください。

114	要求水準書	19	第2	5	(4)	②	ウ	(オ)	構内情報通信網設備	「市が別途発注し、各所に無線LANアクセスポイントを設ける」と記載がありますが、無線LANアクセスポイントを設ける各所の室名及び数をご教示ください。	別添資料①を参照してください。 なお、詳細は、提案内容を踏まえて決定するものとします。
115	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	イ		誘導支援設備	No113にて、設置が必要な場所・台数が決まつていましたらお知らせください。	場所・台数は決まっていませんので、協議により決定するものとします。
116	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(ア)	構内電話設備について	各施設の事務室等管理エリアに外線電話を設置すると記載がありますが、電話機器本体及び電話交換機等の設置は別途工事と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(ア)	構内電話設備について	上記にて電話機本体、電話交換機が本工事の場合、仕様、必要台数は分かりますでしょうか。 【参考資料6】設備等リスト表、機器台数は記載がありません。	No116のとおりです。
118	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(イ)	携帯電話設備について	アンテナ設置等を適宜行うとありますが、受信可能であれば屋外アンテナ+中継器の設置は不要と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(イ)	携帯電話設備について	携帯電話設備について、現状受信状況を判断出来ない為、本提案では別途として考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(ウ)	テレビ共聴設備について	テレビ共同受信設備について、受信可能な放送としては地上デジタル放送(UHF)および衛星放送(BS/CS)の受信が必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
121	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(オ)	構内情報通信網設備について	配管配線までを本工事とし、無線LANアクセスポイント機器本体も本工事に含みますでしょうか。	無線LANアクセスポイント機器本体は、本工事に含みません。
122	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(オ)	構内情報通信網設備について	当該機器が設置できるように配管工事を行うとあり、諸室の要求水準書22 妊娠出産包括相談室の性能・要求水準には「ネット回線を設置する」と記載があります。 本工事としては、空配管のみと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(キ)	防犯設備について	常時出入監視を行うことができる設備を設けるとありますが、具体的な入退室システムは決まっていますでしょうか。（例：カードリーダーや生体認証など）または民間事業者による提案でしょうか。	常時出入監視を行うことができる設備は「防犯カメラ」の設置を想定しています。
124	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(キ)	防犯設備について	防犯設備について、建物出入口は、常時出入監視を行うとありますが、必要設備としては防犯カメラと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(コ)	構内配電路設備	電力引込ですが、広場等（外構エリア）は複合施設とは別受電が可能でしょうか。 電力会社と協議されていれば、協議内容をお知らせください。	質疑内容について電力会社との協議は行っておりません。提案する内容に沿って電力会社等への確認をお願いします。
126	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(サ)	受変電設備	電気室に設置とございますが、諸室の要求水準書 p25 第10 1.基本事項に「機械室・電気室は適宜（提案による）」と記載がありますので、適宜と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

127	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(ス)	放送設備について	管理区分別で放送が可能とし、BGMが出来るようになるとあります、BGMは全館同一内容でよろしいでしょうか。	①BGMは全館同一内容での放送を想定しています。 民間提案エリアの放送については、提案によるものとします。
128	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(ス)	放送設備について	有線放送の利用予定はございますでしょうか。	有線放送の想定はしていませんが、提案によるものとします。
129	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(ス)	放送設備	管理区分別で放送が可能とし、BGM放送ができるようになるとございますが、BGMは全館同一内容での放送で宜しいでしょうか。 また、BGMは有線放送の利用をされるかご教授ください。	No127, 128と同様です。
130	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(ス)	放送設備	管理区分別で放送が可能とございますが、複数個所から呼出し等でアナウンスを行う場所を想定されておられましたらご教授ください。	総合受付、保健センター機能の事務室を想定していますが、提案によるものとします。
131	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(チ)	充電設備について	普通充電設備の必要台数に指定はありますか。複数台数が必要な場合は台数をお知らせください。	1台以上の設置とします。 ただし、将来的な増設を見込んだ計画（空配管等）としてください。
132	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(チ)	充電設備について	充電設備の対象利用者は施設職員あるいは施設利用者のどちらかご教授下さい。	施設利用者を想定しています。
133	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(チ)	充電設備について	普通充電設備（200V）の記載がありますが、単相200V機種と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
134	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(チ)	充電設備について	将来的な増設も含めて、急速充電器は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(チ)	充電設備	電気自動車等の充電用に普通充電設備（200V）を適宜設置とございますが、単相200Vの解釈で宜しいでしょうか。 また、利用者は職員あるいは利用者のどちらかご教授ください。	No131～134と同様です。
136	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(ア) (エ)		空調設備 熱源設備について	空調方式については特に指定なく、事業者による提案を考えます。よろしいでしょうか。（例：EHP方式、GHP方式など）	お見込みのとおりです。
137	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(ア)		空調設備	温湿度管理ですが、指定の温度・湿度管理の部屋がありましたらお知らせください。 なお、プラスマイナスで許容範囲についてもお知らせください。	温湿度管理について、指定の諸室はありません。 提案によって、適切に設定してください。
138	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(イ)		換気設備について	換気方式については特に指定なく、事業者による提案を考えます。よろしいでしょうか。（例：第一種換気、第三種換気など） 指定のある特定の室などがあればお知らせください。	お見込みのとおりです。 提案内容に沿って適切な設備としてください。
139	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(オ)	a	給水設備について	上水引込ですが、広場等（外構エリア）は複合施設とは別引込が可能でしょうか。 水道局と協議されていれば、協議内容をお知らせください。	質疑内容について大阪広域水道企業団と協議は行っておりません。提案する内容に沿って大阪広域水道企業団等への確認をお願いします。

140	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(オ)	a	給水設備について	本施設に入る既存各施設の使用水量の実績値（年間）をご教授ください。	別添資料②をご確認ください。
141	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(オ)	a	給水設備について	給水方式に指定はございますでしょうか。受水槽方式にすることを考えます。よろしいでしょうか。	指定はございません。適切な供給方式としてください。
142	要求水準書	24	第3	1	(3)	④			工事費内訳明細書について	工事費内訳明細書についてはきめられた書式・構成等は無く、各社の書式にて提出で良いと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	要求水準書	27	第4	1					解体工事について	解体工事を行わない提案とした場合、解体工事期間中は工事の専任配置は不要と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	要求水準書	27	第4	1	(3)	①			解体範囲について	引込管サイズとメーターサイズの口径はどちらを正と考えればよいかご教示願います。	引込管サイズを正としてください。
145	要求水準書	27	第4	1	(3)	①			解体範囲について	すべて撤去することを原則とするとありますが、既存の上下水引込管もすべて撤去し、新設にて引込しなおす計画でしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、撤去範囲は提案によるものとします。
146	要求水準書	27	第4	1	(3)	①			解体範囲について	上記において解体の提案を行わない場合は、既存引込管（上下水、ガス等）も含めて敷地内インフラはすべて撤去されている条件と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	要求水準書	27	第4	1	(3)	①			解体範囲について	既存インフラ（給水・排水）の引込管および最終柵等を残置としていただき、新設建物へ再利用することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。 解体の提案を行わない場合は、撤去する範囲等について事前に協議し、決定するものとします。
148	要求水準書	27	第4	1	(3)	①			解体範囲について	解体予定の既存建物ですが、建物間を横断している配管は無く、配管、配線等インフラ工事の迂回、切り回し工事は原則ないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	要求水準書	27	第4	1	(3)	①			解体の範囲	「解体の範囲は～地中埋設物も含め、すべて撤去することを原則とする」と記載があるため、既存建物の杭等についても全て撤去済という認識でよいと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、既存杭等の撤去範囲については、提案内容を踏まえて設定しますので、協議により杭引抜の範囲を決定するものとします。
150	要求水準書	27	第4	1	(3)	①			解体の範囲	「原則既存施設の解体から現況レベルまでの整地を市が別途発注することを想定している」と記載があるため、建設工事の着手地の地盤レベルは現況レベルという認識でよいと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	要求水準書	28	第4	1	(3)	③			PCB撤去について	PCBの処理費用については別途と考えてよろしいでしょうか。	PCBがあった場合の処理費用は、市の負担とします。
152	要求水準書	28	第4	1	(3)	④			既存施設の備品について	既存施設の備品で「市が移転及び保管を行うもの」「事業者が搬出・処分を行うもの」「仮移転を行うもの」の区分が不明です。ご指示をお願いします。	既存施設の備品については、市が移転、搬出・処分、仮移転を実施する想定です。

153	要求水準書	28	第4	1	(6)			既存樹木等の伐採について	全部又は一部解体工事を行う提案の場合、事業者は既存樹木を伐採処分を行うとありますが、解体工事を行わない場合は、別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
154	要求水準書	28	第4	1	(8)			地中障害物について	【参考資料2】既存施設の図面にて確認できない杭等が出てきた場合の撤去処分費については貴市の負担という認識でよいと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	要求水準書	29	第4	1	(11)			定点写真撮影について	定点写真撮影を行う頻度（回数）についてご指示をお願いします。	月1回程度を見込んでください。 ただし、工事の進捗に合わせ頻度を変更することも可能です。
156	要求水準書	31	第4	1	(15)	⑥		ホルムアルデヒト及びVOC対策について	「測定対象室は～代表的な室とし～適宜設定する」と測定箇所について、諸室の要求水準内容から測定箇所数をご指示をいただけないでしょうか。	測定箇所等については、厚生労働省マニュアル等に基づき、提案を踏まえ協議により決定するものとします。（仕上げの種類や諸室規模等（提案内容）によるため、想定できません）
157	要求水準書	33	第5	1	(1)			事後調査	テレビ電波障害調査の事後調査がありますが、複合施設棟が完成した時点のみと考えてよろしいでしょうか。（民間提案エリアでの建物竣工時には事後調査は行わない）	お見込みのとおりです。
158	諸室の要求水準書	1	1					総則 1. 基本事項	「なお、諸室面積を減少させる提案の場合は10%程度とする」とありますが、程度につきましては、事業者の提案によると考えます。よろしいでしょうか。	「程度」については、お見込みのとおりです。 ただし、共用部等の面積については、事業者の提案によるものとします。
159	諸室の要求水準書	2~25	第2~10					共通事項	音響設備において、諸室によって黒文字（本工事）、赤文字（別途工事）の区分が異なりますが、要求水準書通りの区分が正でしょうか。	諸室の要求水準書を正としてください。
160	諸室の要求水準書	2	第2	1	1			多目的室 (音響設備)	マイクが赤文字になっていますが、音響設備は黒文字になっています。 マイク以外の音響設備（天井埋め込み式スピーカーや壁面埋込式音響パネル等、建物の一部として恒常に設置され容易に移動できないもの以外）は別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	諸室の要求水準書	2	第2	1	1			多目的室A	【多目的室A】の「ステージ」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
162	諸室の要求水準書	2	第2	1				性能・要求水準	多目的室Aの鏡のカーテンが赤字（貴市が別途発注）となつていませんが、音楽室スタジオ等他の部屋については赤字（貴市が別途発注）となっています。多目的室Aの鏡のカーテンについても貴市が別途発注と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
163	諸室の要求水準書	2	第2	1				性能・要求水準	各室カーテンは市が別途発注となつていますが、カーテンレールについても市が別途発注と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
164	諸室の要求水準書	3	第2	1	2			会議室 (LAN設備)	モジュラージャック等を適宜設置するとありますが、空配管対応の場合はノズルプレートと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	諸室の要求水準書	4	第2	1	4			調理スタジオ (衛生器具)	洗面台を設置するとありますが、洗面化粧台を1か所設置でしょうか。器具仕様と台数をお知らせください。	壁掛け洗面器1台以上を想定しています。

166	諸室の要求水準書	4	第2	1	4			調理スタジオ	「講師用調理台1台」「受講生用調理台6台程度(椅子共)」「食器棚」「調理準備室の調理台」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
167	諸室の要求水準書	4	第2	1	5			音楽スタジオ	【音楽スタジオB】の「下足箱」「ステージ」「音楽スタジオC」の「椅子」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
168	諸室の要求水準書	5	第2	1				性能・要求水準	【音楽スタジオA】と【音楽室A、B、C】の両方に鏡の設置の文言が記載されていますが、鏡はAのみorA・B・Cすべてに設置のどちらが正でしょうか。	音楽スタジオはA、B、Cすべてに鏡の設置としてください。
169	諸室の要求水準書	5	第2	1	5			音楽スタジオ (カラオケ設備)	カラオケ設備は赤文字ですが、カッコ内の(モニター、音響設備)は黒文字です。 モニター、音響設備(天井埋め込み式スピーカーや壁面埋込式音響パネル等、建物の一部として恒常に設置され容易に移動できないもの以外)も別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
170	諸室の要求水準書	5	第2	1	5			音楽スタジオ (音響設備)	スタジオCの音響設備は赤文字ですが、スタジオA、Bの音響設備は黒文字です。 質疑No.169同様、音響設備(天井埋め込み式スピーカーや壁面埋込式音響パネル等、建物の一部として恒常に設置され容易に移動できないもの以外)は別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	諸室の要求水準書	6						浴室・脱衣室	男女各室シャワーブースを4台以上設置しと記載がございますが、ユニット型のシャワーとすることは可能です。 ただし、浴室に浴槽を設置してください。(男女共)	
172	諸室の要求水準書	6	第2	1	7			創作・陶芸室	「大型シンク」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	諸室の要求水準書	6	第2	1	8			浴室・脱衣室 (非常ボタン)	非常ボタンを設置するとありますが、各シャワーブース近くに非常ボタンが必要でしょうか。または各部屋に最低1か所あればよろしいでしょうか。	各部屋に最低1箇所以上の設置としてください。
174	諸室の要求水準書	6	第2	1	8			浴室・脱衣室 (非常ボタン)	シャワーブースのみで、浴槽は不要と考えてよろしいですか。	No171と同様です。
175	諸室の要求水準書	7	第3	1	9			開架閲覧室	【児童図書開架スペース】の「靴箱」、【一般図書スペース、児童図書開架スペース】の「掲示板」「ホワイトボード」「閲覧席」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	諸室の要求水準書	8	第2	1				性能・要求水準	開架閲覧室のホワイトボードが赤字(市が別途発注)となつていませんが、多目的室等他の部屋については赤字(市が別途発注)となっています。開架閲覧室のホワイトボードについても貴市が別途発注と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
177	諸室の要求水準書	8	第3	1	9			開架閲覧室 (照明設備)	昼夜で色温度等の調整、変更が出来るようにするとありますが、時間帯によって自動調色出来るシステムと考えて良いでしょうか。	時間帯によって自動調色出来るシステムとすることも可能です。

178	諸室の要求水準書	8	第3	1	10			おはなしの部屋	「靴箱」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
179	諸室の要求水準書	9	第3	1	11			閉架書庫	「手動式集密書架」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	諸室の要求水準書	9	第3	1	12			事務室	「カウンター」「椅子」「杖置き」「荷物置き」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
181	諸室の要求水準書	10	第4	1	13			活動室	【活動室1】の「下足箱」「掲示板」「調理スペース（流し、IHヒーター）」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	諸室の要求水準書	11	第4	1	14			シャワー・脱衣室・更衣室	「更衣棚」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
183	諸室の要求水準書	12	第5	1	17			屋内遊び場	【プレイルーム】の「靴箱」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
184	諸室の要求水準書	13	第5	1	18			託児室	託児室の「靴箱」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	諸室の要求水準書	14						集団指導室	遮光性のあるカーテンを設置すると記載がございますが、p.5 音楽スタジオや他の諸室に関してはカーテンが別途と赤字記載がございます。 共通して、カーテンは別途と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
186	諸室の要求水準書	14	第6	1	19			集団指導室(映像設備)	プロジェクター、スクリーンが黒文字で本工事ですが、他の諸室と区分が異なります。 本工事で必要であれば、プロジェクター、スクリーンの仕様や必要サイズをご指示ください。	プロジェクター、スクリーンは、備品ですので、別途として提案することを可能とします。
187	諸室の要求水準書	14	第6	1	19			集団指導室(音響設備)	音響設備が黒文字ですが、本工事対象の場合のマイク、スピーカー以外の必要な機能があればご指示ください。	マイク、スピーカー以外はございません。
188	諸室の要求水準書	14, 17						保健センター・休日診療機能	保健センター・休日診療機能(各 複合施設として提案する場合)と記載がございますが、複合施設として提案しない場合(別途提案とする場合)は、保健センター・休日診療機能の改修工事等も別途事業として考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	諸室の要求水準書	14, 17						保健センター・休日診療機能	上記に伴い、提案書への記載は別途事業として判別つく内容を記載すれば良いと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	諸室の要求水準書	15	第6	1	20			検査室(排水設備)	検査済の試薬などの排水処理する排管を設置するとありますが、尿検査終了後に汚水として処理できる一般排水を設ければよろしいでしょうか。	尿検査終了後に汚水として処理できるように、検査室内に一般排水系統(汚水として処理できる)を整備してください。
191	諸室の要求水準書	18	第7	26				診察室、検査室、待合	「検査済の試薬などの汚物処理する排管を設置」とありますが、「雑排水管」と分けた「汚水管」を設けるという方針でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

192	諸室の要求水準書	21	第8	-	32			共用部 (電気設備)	健康機器に対応した電源を設置するとありますが、高容量な電源が必要な機器があれば、必要容量をご指示ください。	健康機器は交流高圧電位治療器（定格電圧AC100V）を数台設置する想定です。
193	諸室の要求水準書	23	第9		34			共有部	【事務室】の「受付カウンター」について、赤字・太字・斜体になつていませんが、他の赤字・太字・斜体の内容を鑑み、市が別途発注を想定していると考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
194	審査基準	3	第3	(1)			一次審査について		参加表明者が5者以内の場合は、一次審査を行わないとあります、一次審査を行わない場合であっても実施要領書にある資格は全て満たす必要はあるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
195	審査基準	4	第4	(1)			④提出部数		技術提案書の提出部数に関して、審査基準記載の通り、技術提案書の部数は正本1部、副本14部の合計15部で、ファイルのサイズはA3でよろしいでしょうか。 同内容の電子データ形式はPDFデータでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
196	審査基準	4	第4	(1)	④		提出部数		技術提案書の電子データの形式はPDF形式で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	審査基準	5	第4	(2)	⑥		⑥価格に関する提案書		①価格に関する提案書の記載方法について、業務全体価格と内訳として設計業務、建設工事、工事監理業務の備品調達業務（提案する場合）の金額の記載のみでよろしいでしょうか。②又、他の事例では価格に関する提案書は技術提案書とは別に入札書とし封印し提出する場合がございますが、その様な考えでよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおり、価格に関する提案書（様式6-6）については、正本のみ添付し、入札書として封印して提出をお願いいたします。
198	審査基準	5	第4	(2)	⑥		価格に関する提案書		価格に関する提案書は技術提案書と別に入札書として封印し提出すると考えてよろしいでしょうか。	No197と同様です。
199	審査基準	6	第4	(3)			技術提案書の提出辞退		①令和8年3月30日（月）までに事務局へ辞退届を提出した場合、市からのペナルティーはないものとの認識でよろしいでしょうか。②ペナルティが発生する日時をご教示お願いします。	①お見込みのとおりです。 ②ペナルティは発生しません。
200	審査基準	10	第8	(1)	②		審査基準		企業実績の審査項目では、類似施設の実績の場合、配点×0.8の係数がかかつてしまうとの記載がありますが、「統括管理技術者」等他の審査項目においても「類似施設」の実績を有する者を配置する場合、0.8の係数がかかるのでしょうか。減点の対象となる場合、一次審査をしない場合であっても減点の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	「審査基準 P10」に記載のとおりです。 (配置技術者の兼任による係数を乗じるものは、①審査項目・配点の表右側の欄に※1、※2と記載のあるものみです)
201	審査基準	10	第8	(2)			二次審査		一次審査の得点は、二次審査の評価対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
202	基本協定書(案)	1	前文				事業者		「事業者」とは設計企業、建設企業、民間提案事業実施企業で構成される参加者（グループ）のことと考えます。よろしいでしょうか。（本事業ではSPCは設立されないものと理解しております）	お見込みのとおりです。
203	基本協定書(案)	4		(5)			談合その他不正行為等による解除		①事業者の代表者、役員又は使用人とは、代表企業の代表、役員又は使用人という理解でよろしいでしょうか。 ②使用人とは代表企業の中で本事業における技術者等に該当する者という理解でよろしいでしょうか。	①事業者は単独又は複数の企業を想定しています。複数の企業となる場合は構成員となる企業の代表、役員又は使用人とします。 ②使用人は構成員となる企業の本事業における技術者等が該当します。
204	施設整備請負契約書(案)								施設整備請負契約書以外に設計及び工事監理の委託契約書がなく、施設整備請負契約書で設計施工部分は1つの契約書になるのでしょうか。	お見込みのとおり想定です。 ただし、詳細は協議により決定するものとします。

205	施設整備請負契約書(案)	1	第1条	2				齟齬がある場合の優先順位	質疑回答書の優先順位はどの位置付けとなるのかご教示お願いします。	質疑回答書の優先順位は第一位とします。
206	施設整備請負契約書(案)	2	第4	1	(3)			契約の保証	保証事業会社による契約保証は『金融機関等の保証』として保証の対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
207	施設整備請負契約書(案)	5	第10条	2				統括管理技術者の兼務について	現場代理人を兼ねることができると記載がありますが、実施要領書p6⑦には施工業務の監理技術者者を統括するとあります。統括管理技術者=現場代理人=監理技術者との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
208	施設整備請負契約書(案)	10	第23条	3				工事用地の確保等	実施要領関連書類の変更によって、工事用地が不要になった場合、市に明け渡すまでにかかる費用について、通常業務の範囲を超える、事業者が想定し得なかつた増額分は市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	協議により決定することとします。
209	施設整備請負契約書(案)	12	第31条					請負代金金額等の変更方法	協議開始から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め受注者に通知するとありますが、協議に時間がかかる場合には受注者リスクとなるため、日程は両者の協議に変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
210	施設整備請負契約書(案)	12	第32条	3				賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更	協議開始から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め受注者に通知するとありますが、協議に時間がかかる場合には受注者リスクとなるため、日程は両者の協議に変更は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
211	施設整備請負契約書(案)	12	第32条					物価変動基準	物価の変動に基づく指標の記載がございません。 参考資料8 リスク分担表の指標に基づくものと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	施設整備請負契約書(案)	12	第32条					賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更	変更の対象となる請負代金金額は請負契約書(案)に金額が記載のあるすべての業務が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
213	施設整備請負契約書(案)	12	第32条	4				賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更	請負代金額の変更を行った後再度行うことができるとありますが、12月毎に協議の機会が与えられるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
214	事業用定期借地権設定契約のための覚書								民間提案事業の建設前において、提案時からテナントが変更になる場合（建築までの時間が長いため）、営業開始後、テナントが変更になる場合においても要求水準書P12⑧の記載通りでしょうか。また業種、業態も変更になる場合はいかがでしょうか。	ご質問の内容について、どの場合においても「要求水準書 P12 ⑧」に記載のとおりとします。
215	事業用定期借地権設定契約のための覚書	1	第5条						賃料の支払い時期について、土地の引き渡し（建築工事着工日）からとなり、更地返還までの間のお支払いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	事業用定期借地権設定契約のための覚書								民間提案事業について、建設着工までに時間をようするため、提案した出店テナントが辞退し、事業を進めることが困難な場合、民間提案事業部分についての辞退は可能でしょうか。可能であれば、いつまで辞退可能か、その場合のペナルティの有無についてご教示お願いします。	可能な限り、他の出店テナント等を模索するなど代替え案を検討した上で市と協議により決定するものとします。 ペナルティは想定していません。
217	事業用定期借地権設定契約のための覚書								事業スキームについて、建物建築後にリース会社等の投資家へ建物を売却し、土地については事業者の借地権を残したままリース会社等の投資家へ転貸する方式をとっております。土地の転貸並びに、建物所有が変わることは問題ないでしょうか。	問題ありません。 ただし、市と協議調整ができる者を配置すること並びに、「要求水準書 P9～P10」に記載の要求水準は引き継がれるものとしてください。

218	【参考資料3】事業区域・地番・インフラ関係							北東側の敷地境界をはじめに各所に擁壁が確認できますが、構造仕様や形状及び規模が不明です。計画地すべての既存擁壁の情報開示をお願いできますでしょうか	事業区域内容の市所有の擁壁については、「参考資料2 既存施設の図面」及び別添図面①をご確認ください。なお、事業区域周辺の民間開発等による擁壁等の図面が必要な場合は、本市まちづくり推進部都市政策グループへ情報公開請求を行ってください。
219	【参考資料3】事業区域・地番・インフラ関係							図書館利用者用の駐車場及び関連施設の敷地は工事期間中無償貸与が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、工事期間中の利用者用駐車場を考慮・確保した計画としてください。
220	【参考資料3】事業区域・地番・インフラ関係					地番図	民間提案エリア②のうち、いちょうど通り西側のエリア内に現況地番図上、里道と見受けられる箇所がありますが、里道の場合、境界確定はされてるという認識で宜しいでしょうか。 また付け替えや廃止は可能であるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、詳細内容については協議の上決定することとします。	
221	【参考資料3】事業区域・地番・インフラ関係				上水台帳について		保健センターの給水引込ですが、上水台帳と既存図の情報が異なると思われます。給水引込とメータ一口径をお知らせください。 【上水台帳】：敷地内引込管DIP75Φ、建物位置にΦ40HIVP 【参考資料2】既存施設の図面 IMG_1509：給水引込管、メータ一口径共50Φ	上水台帳を正としてください。	
222	【参考資料3】事業区域・地番・インフラ関係				事業区域図		事業敷地外にある、4施設の扱いについて下記内容をご教示ください。 ①「地域子育て支援拠点（旧くみの木幼稚園）」は今回要求されている「子育て支援機能」という理解で宜しいでしょうか。 ②「旧狭山・美原医療保健センター」は今回要求されている「休日診療機能」という理解で宜しいでしょうか。 ③「市民活動支援センター（南館2階）」は今回要求されている「市民利用諸室(市民活動支援機能)」という理解で宜しいでしょうか。 ④「社会教育センター」は今回要求されている「市民利用諸室(公民館機能)」という理解で宜しいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③お見込みのとおりです。 ④お見込みのとおりです。	
223	【参考資料5】地盤・測量図				「測量」フォルダ内DXFデータ		「測量」フォルダ内DXFデータすべてがAuto CADでの閲覧が不可です。PDFデータをいただけますでしょうか。	「参考資料5」の測量フォルダに格納しているDXF及び写真のPDFデータは、地質・地盤調査用務 報告書の47~50ページまでの資料となっていますので該当ページをご参照ください。	
224	【参考資料5】地盤・測量図						新複合施設の計画地となる敷地境界の座標データを開示いただけますでしょうか。	敷地境界の座標データはございません。	
225	【参考資料5】地盤・測量図						「令和5年度 地質・地盤調査業務」において、敷地内を活断層が横断すると推定されていますが、活断層に関する調査報告書、推定位置等の資料はありますでしょうか。	「令和5年度 地質・地盤調査業務」においては、当該地の外構部の沈下原因を把握するための調査を行い、活断層を推定したものではございません。また当該地内で急激な地層構成の変化等は確認されておらず、現在判明している活断層はありませんので、資料等はございません。	
226	【参考資料5】地盤・測量図						①上記資料がない場合、断層のあるなし、位置の特定は事業者負担の地質調査で実施でしょうか。②調査の結果、建築の配置が断層を跨がざるを得ない場合、その対策費用は追加費用として市の負担と考えてよろしいでしょうか。	①提案される建設位置等により調査が必要となった場合は、市の負担とします。 ②対策が必要となった場合は、市の負担とします。	
227	【参考資料6】新施設での設備等整備リスト				設備等リスト表(非常用コンセント)		非常用コンセントの欄がありますが、非常用電源はコンセントのみでしょうか。照明器具等には非常用の記載がありませんが、不要でしょうか。	照明器具においても非常用が必要です。福祉避難所として設定する諸室（提案によるが多目的室Aを想定）においては非常用の照明を設けてください。	
228	【参考資料6】新施設での設備等整備リスト				設備等リスト表(内線電話)		内線電話に〇印が付いていますが、外線電話と同様に空配管対応でしょうか。または本工事にて相互式内線インターホン設備が必要でしょうか。	外線電話と同様に空配管対応としてください。	

229	【参考資料6】新施設での設備等整備リスト						設備等リスト表(屋外広場の設備)	屋外広場には照明コンセント、給排水設備のみ〇がありますが、その他必要な設備は提案によると考えてよろしいでしょうか。(イベント盤、放送、監視カメラ設備など)	お見込みのとおりです。
230	【参考資料6】新施設での設備等整備リスト						設備等リスト表(給排水設備)	屋外の植栽・芝生等への散水方法の指定はありますでしょうか。自動灌水設備は提案(任意)とし、散水栓での対応も可能でしょうか。	指定はございません。自動灌水設備は提案とします。
231	【参考資料6】新施設での設備等整備リスト						設備等リスト表(駐車場管制)	駐車場には駐車管制設備は不要でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
232	【参考資料8】リスク分担表					9	本事業の設計、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応	対応内容によっては、工期の遅延や延長にも協議対応いただけるものとして理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	【参考資料8】リスク分担表					18	計画地の土壤汚染、埋設物などによる計画変更があった場合	要求水準書p.7に「想定外の地下埋設物等が発見された場合には、市と事業者との間において、その処分及び対策に要する費用の分担について、協議し対応するものとするとありますが、工期に関しても協議対応するものとして理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
234	【参考資料8】リスク分担表						用地リスク	岩や湧水などの想定外リスクについても市のリスクと考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
235							該当書類無し	民間提案エリア②のうち、いちょう通り西側のエリア内に既存擁壁が存在するようですが、詳細図や構造計算書等の根拠資料は優先交渉決定後に受領できると考えてよろしいでしょうか。	事業区域内容の市所有の擁壁については、「参考資料2 既存施設の図面」及び別添図面①をご確認ください。なお、当該資料に含まれない擁壁については、原則優先交渉決定後に受領できるものとしてください。(無い場合の対応は、協議により決定するものとします。)
236	【参考資料8】リスク分担表							No.235より提供された図面等でも既存擁壁の安全性に問題があり、解体及び新設が必要と判断された場合、必要な許認可取得や築造費の負担については、リスク分担表No.16より市負担と考えます。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
237	基本構想 令和7年(2025年)3月							基本構想は、参考資料と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
238	基本構想 令和7年(2025年)3月	6	第1章	1-3			計画敷地	市史編さん所は事業敷地外へ移転し、要求水準書P.3【事業スケジュールの目安】の令和12年度4月※3既存施設の解体時に解体と考えて宜しいでしょうか。その際、移転に関する引越し、解体、移転先の改修は別途と考えます。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
239	基本構想 令和7年(2025年)3月	36	第4章	4-4	(2)		工事ステップイメージ	今回公告されている要求水準書等資料一式には工事手順に関する内容について記載がありません。基本構想の工事ステップを参考として考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
240	該当書類無し						No.236の既存擁壁の解体及び新設が必要な場合、隣接の市立西小学校の用地を一時的に借用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	協議により決定することとします。	
241	該当書類無し						民間提案エリア②のうち、いちょう通り東側のエリアの隣地境界はすべて確定されており、優先交渉決定後に受領できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、境界プレート等が無い場合の対応は協議により決定することとします。	

242	該当書類無し	民間提案エリア②のうち、いちょう通り東側のエリアに近接して水路が見受けられる箇所がありますが、境界確定はされているという認識で宜しいでしょうか。 また、根拠資料は優先交渉決定後に受領できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、必要となった根拠資料が無い場合の対応は協議により決定することとします。
243	該当書類無し	今回の事業区域内に含まれるいちょう通りに於いて、車両出入口やバス停、横断歩道など大幅な交通環境の変更が発生すると想定されます。 優先交渉権決定後に具体的な内容で協議を進めていける認識ですが、市の事業として実現に向けご協力頂ける認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
244	該当書類無し	現施設にはプラネタリウムが有りますが、そちらの今後はどのような計画でしょうか。	当該提案によって設置される諸室や共用部を利用し、移動式のプラネタリウム等を用いるなど、運営上の工夫によって実施することを想定しています。